

著作権について

本文書は、著作権により保護されています。本文書の一部又は全部を JBA の許可無く、複写・複製することを禁じます。

JBA 事務局 (TEL : 03-6661-0213)

2018 年 12 月 1 日

一般社団法人日本寝具寝装品協会 (JBA)

J-TAS 協議会

JBA トレーサビリティ監査システム運用規程の 17.経過措置に定める事項

(過去の在庫羽毛に関するトレーサビリティ)

1.書類整備対象者は、羽毛寝具製品に産地名を表示する羽毛原料に限り、当該経過措置を適用でき、次の要求事項に適合する必要がある。

- a) 2017 年 4 月 1 日から JBA トレーサビリティ監査システム運用規程制定版の施行期日までに売買契約した在庫羽毛に対して、日羽協発行の「羽毛原料の産地表示に必要なトレーサビリティ確認書類&羽毛製品に用いる原料用語と定義(2017 年版)」²2017-2018 秋冬シーズン・トレーサビリティ確認書類(表 1)に基づき、書類を保管する必要がある。なお、表 1 の () 内は可能な限り集めることとするが、入手困難な場合は、自らの責任において産地名を表示する。
- b) 2017 年 3 月 31 日以前に売買契約した在庫羽毛は、表 1 の保管する記録から「輸入許可通知書」「船荷証券」「動物検疫証明書」を除外できる。なお、表 1 の記録と同等な書類がある場合は、当該書類を表 1 の記録の代替として認める。
- c) 在庫羽毛のトレーサビリティは、仕入れた羽毛原料又は羽毛寝具製品に充填された羽毛原料に対して、a)又は b)に応じた記録を各書類整備対象者が収集及び保管し、羽毛原料が当該記録にトレースできるよう構成する。なお、トレース方法は、社内規格に定め、実施する。

2.当該経過措置によって、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」に定める 11.書類整備対象者に対する要求事項を次のとおり免除する。

- a) 11.2.1 の羽毛寝具製品に表示する事項に対する記録
- b) 11.2.2a)のトレーサビリティの構成
- c) 11.2.2d)の供給者の選定

3.監査機関は、書類整備対象者の在庫羽毛を調査し、経過措置を適用する羽毛と適用しない羽毛を識別し、経過措置を適用する羽毛に対して、1.の要求事項に適合することを確認する。また、経過措置を適用する羽毛は、次の羽毛原料情報を記録する。なお、2.に定める事項を除き、書類整備対象者が保管する表 1 の記録に基づき、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」に定める 11.書類整備対象者の要求事項を確認する。

- a) 売買契約年月日
- b) 産地名
- c) 飼育・採取方法（マザー、ハーベスト等）
- d) 鳥種名及び品種名
- e) 組成混合率（ダウン % / フェザー %）
- f) 経過措置を適用する羽毛の在庫量

4.トレーサビリティ更新監査の際において、監査機関は、初回監査又は前回更新監査時における3.の記録を持参し、現在の在庫量と使用量の整合性を確認する。3.の記録は更新監査の度に更新する。

表1 2017-2018 秋冬シーズン・トレーサビリティ確認書類

| 調達形態 | | 直接輸入(自社で精製処理) 原産国から原料を直接輸入し 自社内で精製処理 | 直接輸入(原産国で精製処理) 原産国で精製処理した 精製羽毛を輸入 | 直接輸入(他社で精製処理) 原産国から原料を直接輸入し 他社で精製処理 | 間接輸入(加工国で精製処理) 原産国から加工国を経由した 精製羽毛を輸入 |
|-----------------|-----|---|--|---|--|
| パターン (流通ルート) | | A (I→III) | B (I→III) | C (I→III) | D (I→II→III) |
| 確認書類 | 原産国 | <ul style="list-style-type: none"> ・原産地証明書 ・インボイス ・バックングリスト ・動物検疫証明書 ・船荷証券 ・(移動記録)*2 | <ul style="list-style-type: none"> ・原産地証明書 ・インボイス ・バックングリスト ・動物検疫証明書 ・船荷証券 ・(精製処理の記録)*1 ・(移動記録)*2 | <ul style="list-style-type: none"> ・原産地証明書 ・インボイス ・バックングリスト ・動物検疫証明書 ・船荷証券 ・(移動記録)*2 | <ul style="list-style-type: none"> ・原産地証明書 ・インボイス ・バックングリスト ・動物検疫証明書 ・船荷証券 ・(移動記録)*2 |
| | 加工国 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・加工国での輸入許可通知書 ・加工国での精製処理の記録 ・加工国のインボイス ・加工国のバックングリスト ・加工国の船荷証券 |
| | 日本 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入許可通知書 ・輸入原料の移動記録 ・精製処理の記録 ・充填の記録 ・(他社で充填の場合は、 他社との入出荷記録) | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入許可通知書 ・輸入原料の移動記録 ・充填の記録 ・(他社で充填の場合は、 他社との入出荷記録) | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入許可通知書 ・輸入原料の移動記録 ・精製処理業者への入出荷記録 ・精製処理の記録 ・充填の記録 ・(他社で充填の場合は、 他社との入出荷記録) | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入許可通知書 ・輸入原料の移動記録 ・充填の記録 ・(他社で充填の場合は、 他社との入出荷記録) |

*1(精製処理の記録)は、原産国の原料を精製処理した生産記録を示す。原料情報表示に必要な確認が得られること。

*2(移動記録)は、例えば、フランス産原料が精製処理などでドイツに移動する場合の記録を示す。原料情報表示に必要な確認が得られること。